

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった行政文書部分開示決定において不開示とした情報のうち、技術提案書の評価点及び広島県電子入札等システム詳細設計・プログラム製造等業務の設計金額を開示すべきである。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成15年12月26日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、次の文書の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

- (1) 電子入札等システム基本設計業務指名プロポーザル業者選定理由書
- (2) 上記業者選定理由書
- (3) 業務についての検査計画及び報告書（検査調書）
- (4) 上記に基づく支出負担命令書
- (5) 基本設計に基づく詳細設計・プログラム製造業務随契理由書

2 本件請求に対する決定

実施機関は、次の文書（以下「本件対象文書」という。）を本件請求の対象となる行政文書として特定し、条例第10条第3号（事業活動情報。以下「第3号」という。）及び条例第10条第6号（行政執行情報。以下「第6号」という。）に該当する情報が含まれることを理由に、行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成16年1月9日付けで異議申立人に通知した。

- (1) 電子入札等システム開発に係る基本設計業務（以下「基本設計業務」という。）に関する次の文書
 - ア 技術提案書の提出要請に係る起案文書
 - イ 委託業者の決定に係る起案文書
 - ウ 業務完了届、完了検査の実施について（通知）及び検査調書
 - エ 支出負担行為整理書
- (2) 広島県電子入札等システム詳細設計・プログラム製造等業務（以下「詳細設計等業務」という。）の委託に係る起案文書

3 異議申立て

異議申立人は、平成16年1月20日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し，不開示とされた情報のうち，受託業者の取引銀行口座情報を除く部分の開示の決定を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が，異議申立書，意見書，反論書及び口頭による意見陳述で主張している異議申立ての理由は，おおむね次のとおりである。

(1) 技術提案書の評価点の不開示について

実施機関は，技術提案書の評価点（以下「本件評価点」という。）を公にすることにより，提案者の一般的能力として評価されるおそれがあるとして不開示としているが，そもそも類似のシステムがあったとしてもそれぞれの発注者には個別の要求定義があり広島県の評価をもってそれが提案者の一般的な能力評価とされるのは自らの評価者としての思い上がりと言わざるを得ない。

もし，広島県の担当者にそれほどの権威があるのであれば，受託業者は公開されているのであるから，広島県の受託業者が全国で圧倒的なシェアをもつはずであるが，そうではない。

(2) 詳細設計等業務の設計金額の不開示について

実施機関は，詳細設計等業務の設計金額（以下「本件設計金額」という。）を公にすることにより，提示金額が高止まりすると主張し不開示としているが，その根拠がないことは，広島県を含む多くの自治体で公開されていることや，平成12年3月29日の奈良地方裁判所の奈良県開札録非公開処分取消請求事件（平成11年（行ウ）第2号）の判決などの行政裁判においても既に（開示すべきとの）判断が定着していることから明らかである。

本件は随意契約であり，契約金額が適正であることを担保するには，その金額の決定過程を透明にし第三者からの批判に耐え得る内容のものでなければならない。一般競争入札に比べて不正な契約になりがちな随意契約の公正さを維持するための牽制を，その決定過程の透明性を確保することで実現させるには絶対に必要不可欠であり，まさにこのことこそ広島県情報公開条例が目的とするものである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書，反論書及び口頭による意見陳述で説明している内容を総合すると，本件処分を行った理由については，おおむね次のとおりである。

1 本件評価点の不開示について

基本設計業務で採用した指名プロポーザル方式による業者選定では，提案者の総

合的な能力を評価の対象としていることから、広島県の評価を公開すると、それがあたかも各業者の絶対的な能力評価であるかのようにみなされて、広島県の評価が今回の調達以外に通用しないにもかかわらず、競合関係にある他社が攻撃材料として使用するなどの意図しない使い方をされ、今後の各業者の事業運営に不利益を及ぼすおそれがある。

本件対象文書ではどの提案者に係る評価であるかを明記していないが、決定業者を除く提案者が3者と少なく、その名前を開示しているため、詳細項目ごとの本件評価点を公開すると、提案者名の特定が容易となる。

現在、全国的に類似業務の発注が相次いでいる中で、本件評価点を公開することは、各提案者の競争上の地位を不当に害するおそれがあり、第3号に該当するため不開示とした。

2 本件設計金額の不開示について

本件設計金額は、プロポーザル段階での提案を踏まえて業務内容の一部見直しを行った上で県独自の方法により積算したものであり、業者に算定手法等に関する情報を一切与えていない。本件設計金額を公開した場合、業者は自社の見積額との比較により設計単価や工数を予想し、県における設計積算の概要をうかがい知ることができるため、今後の同種業務において、より予定価格に近い見積りが可能となり、業者の提示価格の高止まりをもたらすおそれが強い。特に、電子入札等システムに関する業務の場合、今後も継続業務の発注を予定しており、より直接的に悪影響を及ぼすことになる。

このため、本件設計金額を開示すると、実施機関の業務発注において不利益をもたらす結果を招くおそれがあり、第6号に該当するため不開示とした。

第5 審査会の判断

1 本件対象文書について

本件対象文書は、実施機関が発注した電子入札等システム開発に係る基本設計業務及び詳細設計等業務に関する起案文書等である。電子入札システムとは、公共事業や物品調達における入札参加資格審査申請書の受付等の手続及び入札関連手続をインターネット経由で行うためのシステムであり、現在も全国の地方公共団体で導入が進められている。

本件対象文書のうち実施機関が不開示としたのは、次の部分である。

(1) 本件評価点

この部分は、基本設計業務を委託する業者の決定に係る起案文書中の「技術提案書の総合評価点について」と題する表のうち、実施機関が設定した評価項目ごとに、実施機関に技術提案書を提出した業者（以下「提案業者」という。）の評点が記載されている部分である。提案業者は4者であり、本件評価点は提案業者ごとの点数が記載されているが、業者名はA社、B社、C社及びD社と匿名化して

記載されている。なお、提案業者4者の名称は、本件対象文書の別の箇所で開示されている。

(2) 受託業者の取引銀行口座情報

この部分は、支出負担行為整理書中の受託業者の取引銀行の銀行名、口座番号等をコード化した数字である。

(3) 本件設計金額

この部分は、基本設計業務の受託者との間で地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2の規定による随意契約の方法により契約を締結し、詳細設計等業務を委託することについての起案文書中に記載された設計金額の総額である。設計金額とは、発注者側の設計・積算担当者が、最も妥当性があると考えられる標準的な施行方法を想定し、仕様書、設計書等に示された契約内容に基づいて標準的な業者が施行する場合に必要なと思われる適正な費用をあらかじめ算出した金額であり、実質的に契約予定金額の上限として機能する予定価格の基礎となるものである。

2 当審査会の審査事項について

上記のとおり、実施機関は本件評価点、受託業者の取引銀行口座情報及び本件設計金額を不開示としていたが、異議申立人は、口頭意見陳述において、受託業者の取引銀行口座情報については異議を申し立てないことを明言したため、以下、本件評価点と本件設計金額を不開示としたことの妥当性について検討する。

3 判断に当たっての基本的な考え方

条例は、県民の行政文書の開示を求める権利等を定めることにより、県が県政に関し県民に説明する責務を全うするよう努めること等を目的としており（第1条）、実施機関は、条例の解釈及び運用に当たっては、県民の行政文書の開示を求める権利を十分に尊重するものとする（第3条）とされている。

一方、条例第10条各号には、公にすることにより、個人や法人等の正当な権利利益を侵害し、行政の適正な執行を妨げ、ひいては県民全体の利益を損なうことのないよう、原則公開の例外として、限定的に不開示事項を定めている。

これは、公開を原則としつつも、例外的に不開示とせざるを得ない情報があることを定めたものであるが、この条項の運用については、上記のような条例の理念から、厳正に判断しなければならないことは言うまでもなく、不開示とする行政文書の範囲は必要最小限にとどめるよう慎重に判断する必要がある。

4 本件評価点について

実施機関は、本件評価点について、第3号に該当するため不開示としたと主張する。

第3号は、法人その他の団体等に関する情報等であって、公にすることにより、

当該法人等の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを不開示とすることを規定している。これは，法人等の事業活動の自由その他正当な利益を尊重し保護する観点から，開示することにより，事業を行うものの権利や適正な競争秩序が阻害されるような情報は，不開示とすることを定めたものである。

実施機関は，本件評価点を公表すると，それがあたかも各提案業者の絶対的な能力評価であるかのようにみなされて，今後の各提案業者の事業運営に不利益を及ぼすおそれがあるため不開示としたと説明している。

本件対象文書においては評価に係る業者名が匿名化されているが，既に関示されている提案業者の名称及び文章で書かれた評価並びに全国における各社の受注状況等を照合すれば，電子入札システムの開発業者や地方公共団体で同システムの開発を担当する者にとって，どの業者に対する評価であるかを特定することも難しくないと考えられる。このため，とりわけ選定されなかった業者にとって，本件評価点は競合他社などに知られたくない情報であるというのも理解できないわけではない。

しかしながら，本件評価点が記載された表の様式は開示されており，それを見れば，本件評価点が提案業者の法人としての全体的な能力評価を行ったものではなく，各業者から提出された提案内容に限っての評価であることは明白であるため，本件評価点を公にすることの影響が提案業者の今後の事業活動全般に及ぶとは考え難い。

また，全国の地方公共団体が電子入札システムに関する同種の業務を発注しているが，実際に受注した業者は様々であって，実施機関の行った評価が各地方公共団体の行った評価の一つにすぎないことは明らかであることから，実施機関が主張するように，本件評価点が提案業者の絶対的な能力評価とみなされるとは考えられない。

そもそも，実施機関には受託業者の選定過程の透明性が求められるのであって，提案業者は，実施機関に対して受注を求めて提案する以上，提案がどのような評価を受けたかが明らかにされることはある程度受忍すべきであると考えられる。そうして，上記のとおり，本件評価点が提案内容に限っての実施機関による相対的な評価であることが明らかであることを勘案すると，本件評価点が公にされたからといって，第3号によって保護されるべき「法人等の権利，競争上の地位その他正当な利益」が害されるとまでは認められない。

したがって，本件評価点は第3号に該当しないと判断する。

5 本件設計金額について

実施機関は，本件設計金額について，第6号に該当するため不開示としたと主張している。

第6号は，県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって，公にすることにより，当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示とすることを規定しており，第6号口では，その「おそれ」の例として，契約，入札等に係る事務に関し，地方公共団体等の財産上の利

益又は当事者としての地位を不当に害するおそれを掲げている。

実施機関の説明によれば、詳細設計等業務は平成15年度に終了しているものの、今後も同業務の受託業者との間で維持管理や機能追加等の継続業務について随意契約により契約を締結する予定であり、本件設計金額を公にすることにより、業者は自社の見積額との比較により設計単価や工数を予想し、今後の発注案件において、より予定価格に近い見積りが可能となるため、契約金額が高止まりし、実施機関に不利益をもたらすという。

しかしながら、当審査会において本件設計金額の積算資料を見分したところ、実施機関は独自の方法によって本件設計金額を算出しており、総額である本件設計金額を知ることによって、設計単価等を推測し、今後の業務の設計金額や予定価格を予測することは困難であると考えられる。

また、実施機関は、本件設計金額と業者の見積額との割合を算出し、今後の業務において自社で算出した額にその割合を乗じることによって、より高い見積金額が提示されることになるとも説明しているが、内容の異なる業務においてもその割合が一定であるとは考えられないため、本件設計金額を公にすることが高止まりにつながるまでは認められない。

したがって、本件設計金額を公にすることにより、今後の業務の契約事務において、実施機関の財産上の利益や当事者としての地位が不当に害される蓋然性が高いとは認められず、本件設計金額は第6号に該当しないと判断する。

6 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
16 . 2 . 18	・ 諮問を受けた。
16 . 3 . 11	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
16 . 4 . 27	・ 実施機関からの理由説明書を收受した。
16 . 4 . 30	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
16 . 5 . 27	・ 異議申立人からの意見書を收受した。
16 . 5 . 28	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
17 . 3 . 24	・ 実施機関からの反論書を收受した。
17 . 3 . 28	・ 異議申立人に反論書の写しを送付した。
18 . 5 . 23 (平成 18 年度第 2 部会第 1 回)	・ 諮問の審議を行った。
18 . 6 . 7	・ 異議申立人からの反論書を收受した。
18 . 6 . 14	・ 実施機関に反論書の写しを送付した。
18 . 6 . 29 (平成 18 年度第 2 部会第 2 回)	・ 実施機関の職員から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
18 . 7 . 25 (平成 18 年度第 2 部会第 3 回)	・ 異議申立人から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
18 . 8 . 28 (平成 18 年度第 2 部会第 4 回)	・ 諮問の審議を行った。
18 . 9 . 21 (平成 18 年度第 2 部会第 5 回)	・ 諮問の審議を行った。
18 . 10 . 30 (平成 18 年度第 2 部会第 6 回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（第2部会・五十音順）

飯 岡 久 美 （ 部 会 長 ）	弁 護 士
川 上 三 郎	広島テレビ放送株式会社総務局次長
野 曾 原 悦 子	弁 護 士
横 藤 田 誠	広島大学大学院社会科学部研究科教授